

第152回 定時株主総会 招集ご通知

日時 2022年6月17日（金曜日）午前10時
（受付開始 午前9時）

場所 大阪府堺市堺区戎島町4丁45番地の1
ホテル・アゴーラリージェンシー大阪堺
3階ガーデンコート

目次

第152回定時株主総会招集ご通知……	1
〔添付書類〕	
事業報告……	4
計算書類……	20
監査報告書……	30
株主総会参考書類……	34
第1号議案 定款一部変更の件	
第2号議案 剰余金の処分の件	
第3号議案 取締役（監査等委員である 取締役を除く）6名選任の件	
第4号議案 役員賞与支給の件	

議決権行使期限

2022年6月16日（木曜日）午後4時45分まで

機関投資家の皆様へ
株式会社ICJが運営する「議決権電子行使
プラットフォーム」をご利用いただけます。



株式会社ニッカトー

証券コード：5367

株 主 各 位

大阪府堺市堺区遠里小野町3丁2番24号

株式会社ニッカトー
取締役社長 大西宏司

第152回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第152回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面の郵送またはインターネット等の電磁的方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。2頁に記載のいずれかの方法により、2022年6月16日（木曜日）午後4時45分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月17日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 大阪府堺市堺区戎島町4丁45番地の1
ホテル・アゴーラリージェンシー大阪堺 3階 ガーデンコート
3. 目的事項
報告事項 第152期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 剰余金の処分の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件
第4号議案 役員賞与支給の件

以 上

-
- ① 当日株主総会にご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ② 添付書類および株主総会参考書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.nikkato.co.jp/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。
 - ③ 新型コロナウイルス感染症予防、拡散防止のため、本株主総会ではお土産および懇親会の開催は中止とさせていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席いただける場合



株主総会
開催日時

2022年6月17日（金曜日）午前10時
（受付開始 午前9時）

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様1名を代理人として株主総会にご出席いただくことができます。

なお、この場合は、議決権行使書用紙とともに委任状のご提出が必要となります。

株主総会にご出席いただけない場合

郵送による議決権行使



議決権行使期限

2022年6月16日（木曜日）午後4時45分到着

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご返送ください。

なお、議案につきまして賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いさせていただきます。

インターネットによる議決権行使



議決権行使期限

2022年6月16日（木曜日）午後4時45分まで

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）にアクセスしていただき、賛否をご入力ください。

議決権行使書面上にスマートフォン用QRコード（ID・パスワードの入力不要）を記載しております。

なお、詳細につきましては、次頁をご参照ください。

議決権行使のお取り扱い

- 書面とインターネットにより、議決権を重複して行使された場合は、インターネットによる行使を有効といたします。また、インターネットにより複数回行使された場合は、最後に行われた行使を有効といたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

議決権行使ウェブサイト（下記URL）へのアクセスによる議決権行使について

「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）へのアクセスにより議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力の上、画面の案内に従ってご行使くださいますようお願い申し上げます。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更していただく必要があります。

議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

議決権行使の手順について

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセス**
「次へすすむ」をクリック
- 2 ログインする**
お手元の議決権行使書用紙に記載された議決権行使コードを入力し、「次へ」をクリック
- 3 パスワードを入力**
お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力した上で、新パスワードを入力し、「登録」をクリック

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

パスワードのお取り扱い

- パスワード（株主様が変更されたものを含みます。）は、今回の株主総会のみ有効です。次回の株主総会時は、新たに発行いたします。
- パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。

スマートフォン用QRコード読み取りによる議決権行使について（「スマート行使」）

スマートフォン用QRコード読み取りにより議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォンにてお読み取りいただき、「スマート行使」へアクセスした上で、画面の案内に従ってご行使くださいますようお願い申し上げます（ID・パスワードの入力は不要です）。


※「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。
※「スマート行使」による議決権行使後に行使内容を修正される場合は、お手数ですが左記の方法（議決権行使ウェブサイトへのアクセス）にてご修正いただきますようお願い申し上げます。

議決権行使書用紙イメージ図



お問い合わせ先

みずほ信託銀行 証券代行部

 0120-768-524（平日午前9時～午後9時）

機関投資家の皆様へ

株式会社IGJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

添付書類

事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における我が国経済は、年明け以降のコロナ感染拡大に伴う「まん延防止措置」による消費活動の停滞、企業活動の一定の制約等の影響を受けました。また、昨年後半からのエネルギー関連の価格上昇および2022年2月以降のロシアのウクライナ侵攻に伴う、更なる原料価格の上昇やエネルギー関連の価格の押上など、足元の堅調な当社の業績に対して、今後の経済見通しや市況の「不確実性」が一層増しており、予断を許さない状況にあります。

このような状況の中、当社事業全体の売上高は前年同期比15.3%増の9,978,775千円となりました。損益面につきましては、営業利益は前年同期比167.7%増の972,169千円、経常利益は133.7%増の1,027,914千円、当期純利益は144.7%増の671,884千円と大幅な増収増益となりました。

結果、当社目標数値としているROE（自己資本当期純利益率）8%以上、EPS（1株当たり当期純利益）65円以上につきまして、当事業年度の実績はROE5.8%、EPS56円29銭となり、両目標数値を下回る結果となりました。

今後も資本の効率的な運用および利益率改善に取組み、引き続き目標数値を目指していくものであります。

事業別の概況

セラミックス事業

セラミックス事業につきましては、当社主要客先である電子部品業界の市況が好調に推移しました結果、売上高は前年同期比15.4%増の7,620,378千円となりました。セグメント利益は好調な受注により工場稼働率が向上した結果、前年同期比165.7%増の892,372千円となりました。

エンジニアリング事業

エンジニアリング事業におきましても、セラミックス事業と同様に活発な市況に支えられ好調に推移した結果、売上高は前年同期比14.9%増の2,358,396千円となりました。セグメント利益は、増収効果が大きく、また、前事業年度に実施した組織改編等による固定費削減効果もあり、前年同期比193.3%増の79,796千円となりました。

事業別売上高

		金額(千円)	構成比(%)
セラミックス事業	機能性セラミックス	469,883	4.7
	耐摩耗セラミックス	5,147,153	51.6
	耐熱セラミックス	1,807,543	18.1
	理化学用陶磁器その他	195,797	2.0
	小計	7,620,378	76.4
エンジニアリング事業	加熱装置	648,554	6.5
	計測機器その他	1,709,841	17.1
	小計	2,358,396	23.6
合計		9,978,775	100.0

研究開発の状況

2050年カーボンニュートラル宣言を受け、産業活動により排出されるCO2をはじめとする温室効果ガス排出をいかに削減するか、各社での取り組みが積極的に進められる状況となっております。これらの取り組みにおいて化石燃料の使用量削減に伴い自動車のEV化や情報通信ではデジタル技術進歩により、高性能な電子部品の使用量が急速に増加する見込みとなっております。そのため、当社ではユーザーのニーズに応じた高品質な製品を供給すべく、新しい取り組みのもと製品の開発・改良に取り組んでおります。

また、当社は製造時の温室効果ガス削減やエネルギー利用の減少を実現するため、製造プロセスの改善を推進し、ガス炉から電気炉を中心とした製造への切り換えを計画しており、さらには焼成技術の開発によるエネルギーの効率的な利用と製品の品質向上への取り組みも合わせて進めております。

当事業年度における研究開発費は218,344千円であります。

(2) 設備投資等の状況

当事業年度に実施した設備投資額（無形固定資産含む）361,510千円であります。

主な設備投資の内容は、生産体制の拡充と合理化及び既存設備の更新を目的とし、堺・東山両工場に成形設備・焼成設備を中心に実施しました。

なお、当事業年度の減価償却費は683,430千円であります。

(3) 資金調達の状況

特記事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当事業年度は、新型コロナウイルス感染症拡大による企業活動の一定の制約を受ける中ではありましたが、当社の主要客先である電子部品業界を中心に堅調な受注環境にあり、前年同期比増収増益となりました。一方、昨年後半からの原材料価格の高騰やエネルギー関連の価格上昇および2022年2月以降のウクライナ情勢の問題から一層エネルギー関連の価格や原材料の価格を押し上げる要因となり、当社主力客先の電子部品業界にも業績への一定の影響を受けることが想定され、当社の受注環境にも影響が見込まれ、昨年2021年11月「CONNECT25」の新中期経営計画における、2022年度の業績見込みを下方修正せざるを得ないと判断いたしました。その内容は、上記の各種価格の上昇を踏まえ、売上高は据え置きますが、利益面の下方修正を実施しました。

このような状況下ではありますが、引続き生産効率の改善や今後の環境問題を見据えた、原材料の使用料等を削減すべく「リサイクル・リユース」を現在推し進めております。これによりコスト削減や将来の脱炭素社会に貢献すべく、企業価値向上および持続的成長に努めます。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援をたまわりますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況

項 目	期 別	第149期	第150期	第151期	第152期
		(2019年3月期)	(2020年3月期)	(2021年3月期)	(当事業年度) (2022年3月期)
売 上 高(千円)		10,682,834	9,329,618	8,654,588	9,978,775
経 常 利 益(千円)		1,228,320	752,367	439,799	1,027,914
当 期 純 利 益(千円)		791,491	441,068	274,575	671,884
1株当たり当期純利益(円)		66.31	36.95	23.00	56.29
純 資 産(千円)		10,888,936	10,865,165	11,429,965	11,786,460
総 資 産(千円)		15,080,961	15,220,841	15,930,202	16,533,730

(注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により算出しております。

2. 当事業年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当事業年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。なお、これによる財産及び損益に与える影響はありません。

(6) 主要な事業内容

当社はセラミックス及び計測機器・加熱装置の製造・販売を主な事業としており、品種別の主要な製品・商品は次のとおりであります。

区 分		主 要 商 品 製 品
セラミックス事業	機能性セラミックス	ケラマックス発熱体、酸素センサ、燃料電池部材、セラミックスフィルター
	耐摩耗セラミックス	粉碎用ボール及び部材、ボールミル、ノズル、摺動部材、ベアリングボール
	耐熱セラミックス	熱電対用保護管、絶縁管、炉芯管、搬送用ローラ、熱処理用容器・道具材
	理化学用陶磁器 そ の 他	蒸発皿、るつぼ、燃焼用ポート、実験用陶磁器 特殊耐火物るつぼ・容器、レンガ、耐熱セメント
エリンジニア事業	加 熱 装 置	各種電気炉、ケラマックス電気炉、単結晶育成炉、熱処理装置
	計 測 機 器	温度センサ、応力測定機器、計測機器、計測制御装置
	そ の 他	理化学用品

(7) 主要な営業所及び工場

(当 社) 本 社：大阪府堺市
東京管理本部：東京都文京区
セラミックス 営業本部：大阪府堺市
名古屋営業所：愛知県名古屋市
九州営業所：福岡県福岡市
厚木営業所：神奈川県厚木市
堺 工 場：大阪府堺市
東 山 工 場：大阪府堺市

(8) 従業員の状況

従 業 員 数		前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
男 性	228名	8名減	39才4ヵ月	17年4ヵ月
女 性	67名	—	38才4ヵ月	15年10ヵ月
合計または平均	295名	8名減	39才1ヵ月	16年11ヵ月

(注) 上記従業員数にはパートタイマー42名、嘱託4名、契約社員22名を含んでおりません。

(9) 主要な借入先及び借入額

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,039,000千円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	325,020千円
朝 日 生 命 保 険 相 互 会 社	49,000千円

(注) 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行の株式会社みずほ銀行及び株式会社三菱UFJ銀行と貸出コミットメント契約を締結しております。

当期末における貸出コミットメントに係る借入金未実行残高は以下のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	1,000,000千円
借入実行残高	400,000千円
差引額	600,000千円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 37,280,000株
- (2) 発行済株式総数 11,935,457株
(自己株式200,238株を除く。)
- (3) 株主数 3,137名
- (4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,036千株	8.7%
ニッカトー取引先持株会	715	6.0
東ソー株式会社	599	5.0
株式会社チノ	574	4.8
株式会社みずほ銀行	499	4.2
株式会社共和電業	400	3.4
ニッカトー従業員持株会	374	3.1
朝日生命保険相互会社	353	3.0
株式会社ツバキ・ナカシマ	300	2.5
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	293	2.5

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社は自己株式200,238株を保有しております。
3. 持株比率は自己株式を控除し、小数点以下第2位を四捨五入して算出しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	大西宏司	
常務取締役	濱田悦男	経理部長
取締役	安岡 廣	東京管理本部長兼エンジニアリング部構造改革担当部長
取締役	土井祐二	総務部長
取締役	原田俊和	セラミックス営業本部長
取締役員 (監査等委員)	飴山久道	
取締役員 (監査等委員)	西村元昭	弁護士
取締役員 (監査等委員)	白間真次	税理士法人ゆびすい社員

(注) 1. 取締役の異動

取締役西村隆、飴山久道両氏は2021年6月18日開催の第151回定時株主総会終結の時をもって任期満了となり退任いたしました。また、取締役（監査等委員）山崎直氏は体調不良により2021年11月19日開催の取締役会をもって退任し、それに伴い補欠取締役（監査等委員）の飴山久道氏が同日をもって取締役（監査等委員）に就任しております。

2. 取締役（監査等委員）西村元昭、白間真次の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 社外取締役（監査等委員）の取締役会等への活動状況

氏 名	出席状況及び発言状況
西村元昭	当期開催の取締役会17回全てに出席、また監査等委員会9回全てに出席し主に弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
白間真次	当期開催の取締役会17回全てに出席、また監査等委員会9回全てに出席し主に税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

4. 社外取締役（監査等委員）が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
西村元昭氏は、弁護士として法務面の専門的見地と豊富な経験を有しており中立的および客観的な立場から、取締役の職務執行を監査・監督していただくことにより会社経営および当社取締役会の機能強化を図っております。
白間真次氏は、税理士として豊富な経験と専門知識を有しており、主に財務および会計ならびに税務に関する確かな提言と、独立した立場から取締役の職務執行を監査・監督していただくことにより会社経営および当社取締役会の機能強化を図っております。
5. 常勤監査等委員の選定及びその理由
当社は常勤者の有する高度な情報収集力に基づく質の高い情報収集が可能になること、内部統制システムの活用や、会計監査人及び内部統制所管部門等との連携においても常勤の監査等委員の役割・活動が重要であること等の理由により監査等委員会の組織として常勤を置いております。取締役飴山久道氏が、常勤の監査等委員であります。
6. 責任限定契約の内容の概要
当社の社外取締役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度としております。

(2) 取締役および監査等委員の報酬等の額またはその算定方法に係る決定に関する方針

① 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、2015年6月19日開催の第145期定時株主総会で決議された報酬限度額の範囲内（監査等委員である取締役を除く報酬限度額100,000千円）で取締役（監査等委員である取締役を除く）の各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、その報酬の限度内において、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬により構成し、監査等委員である取締役およびその社外取締役は、監査等委員の報酬限度内（監査等委員である取締役の報酬限度額30,000千円）において、職務分担を勘案し、監査等委員の協議により、その職務に鑑み、基本報酬のみの支給としております。

② 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

③ 業績連動報酬の内容および額またはその算定方式の決定に関する方針（報酬を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の営業利益率の目標値10%に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給しております。目標となる業績指標とその値は、適宜、環境変化に応じて指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとしております。また、当社は取締役の中長期的な功労に対して退職慰労金制度を設定しております。

④ 金銭報酬の額、業績連動報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウエイトが高まる構成とし、指名・報酬諮問委員会において検討を行なっております。代表取締役社長は指名・報酬諮問委員会の答申内容を踏まえ、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定しております。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会の決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および業績連動賞与の評価配分としております。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、その答申の内容に従って決定しております。

また、当該方針の決定方法は、取締役会の決議に加え、指名・報酬諮問委員会に答申を得て決定しております。

⑥ 指名・報酬諮問委員会の活動状況

「指名・報酬諮問委員会」は、取締役会の諮問機関として、役員報酬制度・評価制度の構築・改定にかかる審議や評価結果、固定報酬、業績連動報酬の妥当性に関する審議を実施しております。その活動は、基本年2回程度実施しておりますが、必要に応じ柔軟に委員会を開催し、報酬制度の見直し改定を行いません。

⑦ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員 の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (監査等委員で ある取締役を除く)	78,070	44,100	25,120	8,850	7
取締役 (監査等委員) (社外取締役除く)	10,920	10,920	—	—	2
社外取締役 (監査等委員)	10,800	10,800	—	—	2

- (注) 1. 使用人兼務取締役の使用人給与と相当額の総額は43,785千円であり、上記支給額には含まれておりません。
2. 取締役 (監査等委員である取締役を除く) の報酬限度額は、2015年6月19日開催の第145回定時株主総会において年額100,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役 (監査等委員である取締役を除く) の員数は5名であります。
- また、監査等委員である取締役の報酬限度額も同様に、2015年6月19日開催の第145回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名 (うち、社外取締役2名) であります。
3. 取締役 (監査等委員である取締役を除く) の対象となる役員の員数には、2021年6月18日開催の第151回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役 (監査等委員である取締役を除く) 2名を含んでおります。また、取締役 (監査等委員) の対象となる役員の員数には、体調不良により2021年11月19日開催の取締役会をもって退任した取締役 (監査等委員) 1名を含んでおります。
4. 業績連動報酬は、本総会にて決議予定の役員賞与25,120千円 (取締役 (監査等委員である取締役を除く)) であります。取締役 (監査等委員である取締役を除く) に対する賞与支給は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標 (KPI) を反映した現金報酬とし、各事業年度の営業利益率の目標値10% (当事業年度実績9.7%) に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給するもので、「取締役および監査等委員の報酬等の額またはその算定方法に係る決定に関する方針」に基づいております。
5. 退職慰労金は、当期中に計上した役員退職慰労引当金繰入額8,850千円 (監査等委員である取締役を除く) であります。退職慰労金は、「取締役および監査等委員の報酬等の額またはその算定方法に係る決定に関する方針」および「役員退職慰労金支給規程」に基づき、当期中に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。
- 上記のほか、2021年6月18日開催の第151回定時株主総会の決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役 (監査等委員である取締役を除く) 2名に対し87,524千円支給しております。なお、この金額は当事業年度及び過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金繰入額87,524千円が含まれております。
6. 取締役 (監査等委員である取締役を除く) の個人別の報酬額については取締役会の決議に基づき代表取締役社長大西宏司がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および業績連動賞与の評価配分としております。これらの権限を委任した理由として、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとするため、代表取締役社長が最も適しております。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、その答申内容が方針に沿っており、「取締役および監査等委員の報酬等の額またはその算定方法に係る決定に関する方針」に基づいていると判断しております。
7. 監査等委員である取締役およびその社外取締役は、監査等委員の報酬限度内において、職務分担を勘案し、監査等委員の協議により、その職務に鑑み、基本報酬を決定するものとしており、「取締役および監査等委員の報酬等の額またはその算定方法に係る決定に関する方針」に基づいております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

清稜監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

19,000千円

② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計

19,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第1項の同意を行っているためであります。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、必要に応じて、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性、その他評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 会社の体制及び方針

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める業務の適正を確保するための体制について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

(1) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人の配置にあたっての具体的な内容（組織、人数、その他）については、監査等委員会と協議し、その意見を十分考慮して検討いたします。

(2) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の当社の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の任命・異動については、監査等委員会の同意を必要とします。
- ② 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人は、当社の業務執行にかかわる役職を兼務せず、監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査等委員会の意見を聴取するものとします。

(3) 取締役及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制

- ① 取締役及び使用人は、監査等委員会の定める所に従い、監査等委員会の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うこととします。
- ② 前項の報告・情報提供としての主なものは、次のとおりとします。
 - (a) 当社の内部統制システムの構築に関する部門の活動状況
 - (b) 当社の内部監査部門の活動状況
 - (c) 当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
 - (d) 業績及び業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容
 - (e) 内部通報制度の運用及び通報の内容
 - (f) 監査等委員会から要求された契約書類、社内稟議書及び会議議事録の回付

(4) 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役及び使用人等の不正行為を発見した場合の通報窓口「ヘルプライン」を開設しております。「ヘルプライン」その他直接間接に監査等委員会に報告した者への不利益な扱いを禁止します。

(5) 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員の職務の執行に関する費用等の請求については、監査等委員会の職務の執行に関するものでないことが明らかである場合を除き、会社法第399条の第4項に基づき速やかにかつ適正に処理します。

(6) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査等委員会が期初に策定した監査方針、監査計画に基づき実施される監査の実効性を高めるため、社長が監査上の重要問題、監査環境の整備等の意見交換のために監査等委員会と定期的な会合を実施する。会合を通じて監査の実効性確保に係る監査等委員会の意見を十分に尊重します。

また、内部監査部門及び会計監査人は、監査結果の報告や定期的な会合により、監査等委員会との連携を図ります。

(7) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、株主や取引先をはじめ地域社会、社員等の各ステークホルダーに対する企業価値向上を経営上の基本方針とし、その実現のため、コンプライアンス規程を制定・施行し、取締役ならびに使用人が法令・定款を遵守することの徹底を図るとともに、リスク管理体制の強化に取り組むなど、内部統制システムの充実に努めます。

使用人に対しては、コンプライアンスを重視したニッカトーCSR行動規範・規準を策定、研修を実施します。

(8) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の業務執行に係る情報・文書の取扱いは、当社社内規程及びそれに関する各管理マニュアルに従い適切に保存及び管理（廃棄を含む）の運用を実施し、また必要に応じて各規程等の整備・運用を強化します。

(9) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各担当部署においてリスク要因に対する管理プログラムを策定し、リスクに関する規程の整備・運用を強化します。組織横断的リスク状況の監視及び全般的な対応方針をリスク管理委員会にて行うものとします。また、新たに生じたリスクについては危機管理規程に基づき、危機管理委員会を設置し、速やかに対応にあたります。

(10) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

毎年策定される年度計画及び中期経営計画に基づき、各業務執行ラインが目標達成のための行動を行います。また、経営目標が予定どおりに進捗しているか業務報告を通じて定期的に検証を行います。

業務執行のマネジメントについては、取締役会規程により定められた事項及びその付議基準に該当する事項について全て取締役会に付議することを遵守します。

日常の職務の執行に際しては、業務執行取締役の担当業務を明確化させるとともに、IT化推進による情報共有により迅速な意思決定と効率的な業務執行を実施します。

(11) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、コンプライアンスを重視したニッカトーCSR行動規範・規準を準用し、法令及び企業倫理遵守の徹底を図ります。また、当社内部監査室による定期的な監査を実施し、強力な管理体制を維持します。

(12) 財務報告の適正を確保するための体制の整備

財務報告の信頼性及び適正性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制を有効なものとするため、経理部及び内部監査室を中心に評価・報告体制を整備します。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

内部監査室において、社内各部署が法令、定款、社会規範、社内規程に従い適正な企業活動を行っているか、また、業務フローにおいて適切な牽制が働いているか否かを、監査等委員会との相互協力の上、書類の閲覧及び実地調査をしております。

上記活動に基づき内部監査報告書や内部統制評価の状況報告書を作成し、取締役会等で報告しております。

6. 会社の支配に関する方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針並びに不適切な者によって支配されることを防止するための取組み等を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次の通りです。

(1) 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の事業特性ならびに株主の皆様やお取引先をはじめ地域社会、従業員等の各ステークホルダーとの間に築かれた関係や当社の企業価値を十分に理解し、当社の企業価値及び株主共同の利益を中長期的に確保し、継続的もしくは持続的に向上させる者であることが必要と考えております。

当社は、当社株式の大規模買付行為が行われた際に、これに応じられるかどうかは、最終的には株主の皆様のご自由な意思と判断によるべきものであると考えております。また、当社は大規模買付行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、大規模買付行為の中には、その目的等から見て当社の企業価値及び株主共同の利益に明白な侵害をもたらすものがあることも否定出来ません。

したがって、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反する当社株式の大規模買付行為を行おうとする特定の者、あるいはグループは、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような大規模買付に対しては、必要かつ相当な手段を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

(2) 買取防衛策についての取組み

上記基本方針に基づき、当社取締役会は、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買取防衛策）」（以下、現行プランといいます。）を2018年6月22日開催の第148回定時株主総会において、出席株主の皆様のご承認を得て継続しました。この買取防衛策は、有効期限が2021年6月30日までに開催される第151回定時株主総会終結の時までとしておりましたので、当社の企業価値及び株主共同の利益を更に向上させるために第151回定時株主総会において第148回定時株主総会と同様に出席株主の皆様の過半数のご承認を得て買取防衛策を継続しました。（以下、継続後のプランを本プランといいます。）

①本プランの概要

(a) 本プランの発動に係る手続きの設定

本プランは、当社株式に対する買付その他これに類似する行為またはその提案（以下「買付等」といいます。）が行われる場合には、買付等を行う者またはその提案者（以下併せて「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集や検討等を行う期間を確保し、また株主の皆様当社取締役会の計画や代替案等を提示するなど、買付者等との交渉等を行う場合の手続きを定めております。

また、本プランにおいて対抗措置を実施する場合など重要な判断に際しては、独立委員会の客観的な判断を経ることとしております。これに加え独立委員会が本対抗策の実施に関する株主の皆様のご意思を確認することを勧告した場合には、当社取締役会は係る株主総会を招集するものとされております。

(b) 対抗措置（新株予約権無償割当）について

買付者等の行為が、当社の企業価値及び株主共同の利益を損なう恐れがあると独立委員会が判断し、本対抗策の実施に関する株主の皆様のご意思を確認することを勧告した場合には、当社取締役会は係る株主総会を招集し株主総会の決議により、買付者等が権利行使できない新株予約権を当社取締役会が定める一定の日における全ての株主に対して、所有する当社の普通株式1株につき1個以上で当社取締役会が別途定める数の割合で新株予約権の無償割当をいたします。

(c) 独立委員会の設置

本プランの導入に当たり、取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの発動及び廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置しています。独立委員会は、社外の有識者の中から選任されます。なお、現在の独立委員会は、以下のとおり社外の有識者3名により構成されています。

《独立委員会メンバー》

- ・有識者：北林 博（弁護士）
- ・有識者：藤巻一雄（弁護士）
- ・有識者：渡辺浩教（公認会計士、税理士）

(d) 本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

本プランに基づき、新株予約権の無償割当がなされ、買付者等以外の株主により本新株予約権が行使された場合、または当社による本新株予約権の取得と引換えに買付者等以外の株主に対して当社株式が交付された場合は、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は希釈化されることとなります。

②大規模買付行為に係る手続き

(a) 対象となる大規模買付行為等

当社は、本プランに基づき、以下の(イ)または(ロ)に該当する買付等がなされた場合に、本プランに定める手続きに従い本新株予約権の無償割当を実施することがあります。

(イ)当社が発行者である株式等について、特定株主グループの議決権割合が20%以上となる買付等

(ロ)特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社の他の株主との合意等

(b) 大規模買付者に対する情報の提供の要求

上記(a)に定める買付等を行う買付者等は、当社取締役会が別途認めた場合を除き、事前に当社に対して本プランに定める手続きを遵守する旨の「意向表明書」を提出していただきます。

当社取締役会は、大規模買付者より意向表明書を受領後に、適宜提出期限を定めた上、当社株主の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリストを当該買付者に交付し、当該買付者に対しリストに従った情報を提供していただきます。なお、独立委員会は、当社取締役会を通じ、本必要情報の提供を受けるものとします。

(c) 大規模買付行為の内容の検討及び大規模買付者との交渉、代替案の検討等

当社取締役会及び独立委員会が、大規模買付者から十分な情報提供がなされたと判断した場合は、当社取締役会は、本必要情報提供完了後60日間（対価を現金のみとする公開買付）または90日間（その他）の検討期間を設定します。ただし、さらに大規模買付行為の内容の検討や大規模買付者と交渉する代替案の作成等に必要場合は、検討期間を延長することができるものとします。

大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守した場合、当社取締役会は独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で対抗措置発動の可否を判断します。

また、大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合、当社取締役会是对抗措置を採る場合があります。

(d) 本プランの有効期限、廃止及び変更

本プランの有効期限は2024年6月30日までに開催される第154回定時株主総会の終結の時までとします。本プランは、有効期限の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議がなされた場合は、本プランはその時点で廃止されるものとします。

③本プランが基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものでないこと、当社役員の地位の維持を目的とするものでないこと及びその理由

(a) 基本方針に沿うもの

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」及び経済産業省の企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容に十分配慮したもので、前述した当社の基本方針にも沿うものです。

(b) 株主共同の利益を損なうものでないこと

大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の判断に委ねることを基本とし、当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間の確保、大規模買付者との交渉を行うこと等を可能にすることで当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させる目的で導入されたものであり、株主共同の利益を損なうものではありません。

(c) 当社役員の地位の維持を目的とするものでないこと

本プランの導入・継続は、当社取締役会の決議だけでなく、株主総会での承認を要すること、すなわち株主の意思に基づくものになっております。

また、当社取締役の任期を1年に短縮したことにより、毎年の取締役の選任を通じて、本プランに対する株主の意向を反映できます。

さらに、本プランの発動等の運用に際しては当社取締役会の恣意的判断を排除するために独立委員会を設置していますので、本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではなく、スローハンド型（取締役の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間がかかる買収防衛策）でもありません。

以上のとおり、本プランには当社役員の地位の維持を目的として対抗措置が発動されることはありません。

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

科 目	金 額(千円)	科 目	金 額(千円)
(資 産 の 部)	16,533,730	(負 債 の 部)	4,747,269
流 動 資 産	9,606,685	流 動 負 債	3,668,272
現 金 及 び 預 金	3,357,885	電 子 記 録 債 務	434,796
受 取 手 形	487,858	買 掛 金	1,524,689
電 子 記 録 債 権	783,950	短 期 借 入 金	400,000
売 掛 金	2,185,131	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	256,892
契 約 資 産	1,353	営 業 外 電 子 記 録 債 務	52,318
商 品	59,574	未 払 金	279,966
製 品	1,035,252	未 払 消 費 税 等	171,067
原 材 料	181,501	未 払 法 人 税 等	228,015
仕 掛 品	1,296,821	契 約 負 債	6,109
貯 蔵 品	181,101	預 り 金	17,516
未 収 入 金	4,755	賞 与 引 当 金	266,300
仮 払 金	11,013	役 員 賞 与 引 当 金	28,385
前 払 費 用	20,484	そ の 他	2,215
固 定 資 産	6,927,044	固 定 負 債	1,078,997
有 形 固 定 資 産	4,858,727	長 期 借 入 金	756,128
建 物	2,416,247	役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	95,022
構 築 物	134,936	預 り 保 証 金	67,577
機 械 装 置	1,264,972	資 産 除 去 債 務	60,992
車 両 運 搬 具	3,492	繰 延 税 金 負 債	97,658
工 具、器 具 及 び 備 品	113,709	そ の 他	1,618
土 地	904,808	(純 資 産 の 部)	11,786,460
建 設 仮 勘 定	17,440	株 主 資 本	11,258,802
そ の 他	3,119	資 本 金	1,320,740
無 形 固 定 資 産	189,198	資 本 剰 余 金	1,225,438
ソ フ ト ウ ェ ア	91,450	資 本 準 備 金	1,088,420
そ の 他	97,747	そ の 他 資 本 剰 余 金	137,017
投 資 そ の 他 の 資 産	1,879,119	自 己 株 式 処 分 差 益	137,017
投 資 有 価 証 券	1,754,621	利 益 剰 余 金	8,800,288
長 期 前 払 費 用	2,634	利 益 準 備 金	205,810
前 払 年 金 費 用	87,472	そ の 他 利 益 剰 余 金	8,594,478
保 証 金	31,502	別 途 積 立 金	5,100,000
そ の 他	2,888	繰 越 利 益 剰 余 金	3,494,478
資 産 合 計	16,533,730	自 己 株 式	△87,665
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	527,657
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	527,657
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	16,533,730

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

科 目	金 額(千円)	
売 上 高		9,978,775
売 上 原 価		7,644,827
売 上 総 利 益		2,333,947
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,361,778
営 業 利 益		972,169
営 業 外 収 益		71,657
受 取 利 息 及 び 配 当 金	52,566	
そ の 他	19,091	
営 業 外 費 用		15,911
支 払 利 息	9,379	
コ ミ ッ ト メ ン ト フ ィ	5,795	
そ の 他	736	
経 常 利 益		1,027,914
特 別 損 失		17,780
固 定 資 産 売 却 損	16,772	
固 定 資 産 廃 棄 損	1,008	
税 引 前 当 期 純 利 益		1,010,133
法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税		291,000
法 人 税 等 調 整 額		47,249
当 期 純 利 益		671,884

株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金 自己株式 処分差益	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	1,320,740	1,088,420	137,017	205,810	5,100,000	2,977,755
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△155,161
当 期 純 利 益						671,884
自 己 株 式 の 取 得						
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	—	516,723
当 期 末 残 高	1,320,740	1,088,420	137,017	205,810	5,100,000	3,494,478

	株 主 資 本		評価・換算差額等	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	△87,585	10,742,159	687,806	11,429,965
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当		△155,161		△155,161
当 期 純 利 益		671,884		671,884
自 己 株 式 の 取 得	△79	△79		△79
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△160,148	△160,148
当 期 変 動 額 合 計	△79	516,643	△160,148	356,494
当 期 末 残 高	△87,665	11,258,802	527,657	11,786,460

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 その他有価証券
 - ① 市場価格のない株式等以外のもの
 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ② 市場価格のない株式等
 移動平均法による原価法
2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 商品・製品・原材料・仕掛品
 総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）
 - (2) 貯蔵品
 最終仕入原価法に基づく原価法
3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産
 定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）によっております。
 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
 建物及び構築物 10～50年
 機械装置 9年
 - (2) 無形固定資産
 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
 - (3) リース資産
 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
4. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
 債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等については財務内容評価法等により、また一般債権については貸倒実績率により、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金
 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
 - (3) 役員賞与引当金
 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。
 - (4) 退職給付引当金
 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（退職給付に係る期末自己都合要支給額）及び年金資産に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、当事業年度末において認識すべき年金資産が退職給付債務の額を超過する場合には、前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。
 - (5) 役員退職慰労引当金
 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び理事の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金支給規程及び理事規程に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準
当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。
セラミックス事業においては、セラミックス製品の製造及び販売を行っており、製品の販売は、顧客に製品を引き渡した時点で収益を認識しております。ただし、国内向け販売については、出荷時点で収益を認識しております。
エンジニアリング事業は、加熱装置や計測機器その他商品を仕入れし販売を行っており、商品の販売は、顧客に製品を引き渡した時点又は顧客が検収した時点で収益を認識しております。
6. 資産に係る控除対象外消費税等の会計処理
資産に係る控除対象外消費税等は発生事業年度の費用として処理しております。

（会計方針の変更に関する注記）

1. 収益認識に関する会計基準等の適用
「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。
これにより、買戻し契約に該当する有償支給取引について、従来、有償支給時に売上高と売上原価を計上していましたが、加工代相当額のみを純額で収益を認識する方法に変更しております。
収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しておりますが、当該期首残高に与える影響はありません。
また、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。
なお、これによる当事業年度の損益に与える影響はありません。
2. 時価の算定に関する会計基準等の適用
「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。
なお、これによる計算書類への影響はありません。

(収益認識に関する注記)

1. 収益の分解

当社は、セラミックス事業、エンジニアリング事業を営んでおり、各事業の主な財またはサービスの種類は、セラミックス製品及び加熱装置・計測機器その他商品であります。

また、各事業の売上高はセラミックス事業7,620,378千円、エンジニアリング事業2,358,396千円であります。なお、詳細については事業報告に記載の「事業別売上高」をご参照ください。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 棚卸資産の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

製品 1,035,252千円

仕掛品 1,296,821千円

(2) 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

棚卸資産は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により評価しており、取得原価と当事業年度末における正味売却価額のいずれか低い方の金額で評価しております。当事業年度の評価損の金額は12,660千円であります。

(3) 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

当社は顧客ニーズの状況に応じてある程度の見込み生産を行うことがあり、保有期間が長期に亘る棚卸資産は、将来の使用見込み等を鑑みて適宜廃棄処分を行っております。棚卸資産の正味売却価額は、様々な顧客ニーズの状況や経済環境の変化の影響を受けるため、直近の販売実績等を基礎として算出しております。

(4) 翌事業年度の計算書類に与える影響

今後の顧客ニーズの状況や経済環境の変化が生じた場合には、追加の棚卸資産の評価損が計上される可能性があります。

2. 繰延税金資産

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金負債 97,658千円

(注) 繰延税金資産・繰延税金負債は相殺表示しております。

(2) 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

繰延税金資産は、入手可能な将来の課税所得の見積りからその回収可能性が見込めないと考えられる場合には、評価性引当額の計上により繰延税金資産の金額を減額しております。

(3) 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

当社は、繰延税金資産の回収可能性等に関する見積りは、中期経営計画を基礎とし将来の課税所得の見積りに基づき、繰延税金資産を計上しております。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染拡大による影響については、今後の収束時期等を予想することは困難な状況ですが、経済活動が徐々に回復し、新型コロナウイルス感染拡大は収束に向かうものとして仮定し、繰延税金資産の回収可能性等の見積を行なっています。

なお、新型コロナウイルス感染拡大による影響は、不確定要素が多く、その収束が長期化した場合、当社の財政状況及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 翌事業年度の計算書類に与える影響

繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りを前提とした条件や仮定に変更が生じ減少した場合、繰延税金資産が減額され税金費用が計上される可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

- 有形固定資産減価償却累計額 11,626,483千円
- 投資有価証券のうち50,268千円は、電子記録債務76,412千円及び買掛金96,685千円の担保に供しておりません。
- 国庫補助金の受入により工具、器具及び備品の取得価額から控除した金額の累計額は55,338千円であります。
- 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行の株式会社みずほ銀行及び株式会社三菱UFJ銀行と貸出コミットメント契約を締結しております。
貸出コミットメントの総額 1,000,000千円
借入実行残高 400,000千円
差引額 600,000千円
- 担保受入金融資産
売掛債権の担保として受け入れている自由処分権のある有価証券の時価は27,278千円であります。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	12,135千株	一千株	一千株	12,135千株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	200千株	0千株	一千株	200千株

(変動事由の概要)

増加数の主な内容は次のとおりであります。

当事業年度中の増加119株は、単元未満株式の買取によるものであります。

3. 当事業年度中に行った剰余金の配当

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年6月18日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	59,677千円	5.00円	2021年3月31日	2021年6月21日
2021年11月1日 取締役会	普通株式	利益剰余金	95,483千円	8.00円	2021年9月30日	2021年12月1日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年6月17日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	143,225千円	12.00円	2022年3月31日	2022年6月20日

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	81,541千円
未払事業税	15,156千円
役員退職慰労引当金	29,095千円
資産除去債務関係	14,419千円
棚卸資産収益性低下による簿価切下げ	26,477千円
投資有価証券評価損	26,216千円
その他	5,068千円
繰延税金資産小計	197,974千円
評価性引当額	△48,817千円
繰延税金資産合計	149,157千円
繰延税金負債	
前払年金費用	26,783千円
その他有価証券評価差額金	220,032千円
繰延税金負債合計	246,816千円
繰延税金負債の純額	97,658千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
試験研究費税額控除	△0.7%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.8%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.3%
評価性引当額	2.2%
住民税均等割	0.8%
その他	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.5%

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主要仕入先や販売先に対する取引基盤拡大の観点から投資有価証券を保有しておりますが、それ以外はリスクの少ない預金や債権の金融商品に限定し資金運用しております。また、資金調達については、金融機関からの長・短借入による方針であります。

なお、安全性重視のためリスクのあるデリバティブ商品は利用しない方針としております。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

まず運用面では、現金及び預金があります。これは、手許現金と金融機関に預金している当座預金等の流動性預金と定期預金であり、ペイオフの事態以外に原則リスクはないと判断しております。次に受取手形、電子記録債権、売掛金がありますが、顧客に対する信用リスクの問題が生じます。投資有価証券については、当該企業の業績リスクとそれに伴う株価変動リスクを有しております。

調達面では、まず電子記録債務、営業外電子記録債務、買掛金、未払金がありますが、これは2～3ヶ月の短期もので、このリスクは当社支払能力の問題です。次に金融機関からの長期・短期借入金ですが、金利の変動リスクが発生します。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

受取手形、電子記録債権、売掛金に対する顧客信用リスクについては、当社の与信管理規程に基づき、リスク管理を徹底し、リスク発生を回避しております。投資有価証券に対するリスクに対しては、当該企業業績や株価の動向を常時注視し、最悪の事態にならないよう早期の対策を打つ方針であります。

電子記録債務、営業外電子記録債務、買掛金、未払金に対しては、当社は支払いに備え常時その残高を上回る流動性預金を確保しております。借入金については、流動性リスクにさらされておりますが、定期的に資金繰表を作成し管理いたしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
投資有価証券			
その他有価証券	1,754,621千円	1,754,621千円	—
資 産 計	1,754,621千円	1,754,621千円	—
長期借入金	1,013,020千円	1,012,976千円	△43千円
負 債 計	1,013,020千円	1,012,976千円	△43千円

(注1) 現金及び預金、受取手形、電子記録債権、売掛金、電子記録債務、買掛金、短期借入金、営業外電子記録債務、未払金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 当社は、デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定日

	1 年 以 内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年 超
現金及び預金	3,357,885千円	—	—	—
受取手形及び電子記録債権	1,271,809千円	—	—	—
売掛金	2,185,131千円	—	—	—

(注4) 短期借入金及び長期借入金の決算日後の返済予定額

	1 年 以 内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年 超
短期借入金	400,000千円	—	—	—	—	—
長期借入金	256,892千円	220,892千円	214,392千円	214,392千円	106,452千円	— 千円

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	1,754,621千円	—	—	1,754,621千円
資産計	1,754,621千円	—	—	1,754,621千円

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
長期借入金	—	1,012,976千円	—	1,012,976千円
負債計	—	1,012,976千円	—	1,012,976千円

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	987円52銭
1株当たり当期純利益	56円29銭

(算定基礎)

(1) 1株当たり純資産額

純資産の部の合計	11,786,460千円
普通株式に係る純資産額	11,786,460千円
普通株式の発行済株式数	12,135千株
普通株式の自己株式数	200千株
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数	11,935千株

(2) 1株当たり当期純利益

当期純利益	671,884千円
普通株式に係る当期純利益	671,884千円
普通株式の期中平均株式数	11,935千株

独立監査人の監査報告書

2022年5月6日

株式会社ニッカトー
取締役会 御中

清稜監査法人

大阪事務所

代表社員 公認会計士 小田利昭
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 卯野貴志

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ニッカトーの2021年4月1日から2022年3月31日までの第152期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第152期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、当期の監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した新たな監査手法「リモート監査」も活用しながら、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人清稜監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月9日

株式会社ニッカトー監査等委員会

監査等委員(常勤) 飴山久道 ㊟

監査等委員 西村元昭 ㊟

監査等委員 白間真次 ㊟

- (注)1. 監査等委員西村元昭及び白間真次は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。
2. 監査等委員飴山久道は2021年11月19日、監査等委員山崎直の体調不良により補欠の監査等委員より監査等委員に就任いたしました。その就任以前の監査事項につきましては、他の監査等委員から報告を受け、資料を閲覧する方法により監査いたしました。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p style="text-align: center;"><削除></p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>附則 第1条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">〈新設〉</p>	<p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>附則 第1条 (現行どおり)</p> <p>(電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p><u>第2条 変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第2号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、安定した配当を継続することを基本方針とし、経営成績及び今後の事業展開を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金12円

総額 143,225,484 円

(注) 中間配当を含めた当期の年間配当は、1株につき金20円(前期は8円)となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月20日

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）5名全員が本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営監督機能の強化を図るため社外取締役1名を増員することとし、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	おおにしひろし 大西宏司 (1958年3月15日生)	1981年4月 当社入社 1998年4月 当社研究開発部長 2003年6月 当社理事研究開発部長 2010年6月 当社取締役研究開発部長 2016年4月 当社取締役生産本部長兼生産管理部長 2016年6月 当社常務取締役生産本部長兼生産管理部長 2017年6月 当社代表取締役常務生産本部長兼生産管理部長 2018年6月 当社代表取締役社長（現任）	30,400株
2	はまだえつお 濱田悦男 (1964年5月26日生)	1987年4月 株式会社第一勧業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 2008年4月 同行池田支店長 2011年6月 同行丸の内中央支店長 2013年4月 同行難波支店長 2016年5月 当社入社 当社経理部担当部長 2017年6月 当社取締役経理部長 2021年6月 当社常務取締役経理部長（現任）	1,000株
3	やすおかひろし 安岡廣 (1959年2月13日生)	1981年4月 当社入社 2006年11月 当社E N G部長 2009年6月 当社理事エンジニアリング本部長兼E N G部長 2009年7月 当社理事エンジニアリング本部長兼F E部長 2011年4月 当社理事エンジニアリング本部長 2011年6月 当社取締役エンジニアリング本部長 2014年4月 当社取締役エンジニアリング本部長兼E N G部長 2019年6月 当社取締役東京支社長兼エンジニアリング部統括部長 2020年4月 当社取締役東京管理本部長 兼エンジニアリング部構造改革担当部長（現任）	25,900株
4	どいゆうじ 土井祐二 (1956年10月19日生)	1980年4月 朝日生命保険相互会社入社 2009年4月 同社埼玉西支社長 2012年4月 当社入社 当社総務部担当部長 2012年6月 当社取締役総務部長（現任）	22,000株
5	はらだとしかず 原田俊和 (1960年6月23日生)	1984年4月 当社入社 2008年4月 当社東京セラミックス部長 2011年6月 当社理事東京セラミックス部長 2012年4月 当社理事セラミックス営業副本部長 2018年6月 当社理事セラミックス営業本部長兼大阪セラミックス部長 2019年6月 当社取締役セラミックス営業本部長兼大阪セラミックス部長 2020年4月 当社取締役セラミックス営業本部長（現任）	20,050株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
6	たなべ えりこ 田邊 絵理子 (1985年1月12日生)	2011年12月 弁護士登録、中之島中央法律事務所入所 2013年2月 関西大学法科大学院アカデミックアドバイザー就任 2014年6月 経営法曹会議入会 2015年11月 東大阪市都市計画審議会委員（現任） 2018年7月 大阪国税局任期付職員（国際調査審理官）として出向 2020年7月 中之島中央法律事務所復帰 2021年1月 同法律事務所パートナー弁護士（現任）	— 株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 田邊絵理子氏は新任の社外取締役候補者であります。
同氏は弁護士として専門分野である知財関連や労務関連等にも知見や経験を有しており、当社の持続的成長や企業価値向上に向けた様々な取組や経営に対する適切な助言や監督をいただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、それらの専門的な知見と幅広い経験並びに独立した立場で経営に対する適切な意見や監督を頂くことで、当社の持続的成長や企業価値向上が図れるものと期待しております。
3. 田邊絵理子氏は、東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしており、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に基づき、同氏の選任が決議された場合には独立役員として届け出る予定であります。
4. 田邊絵理子氏の選任が決議された場合、当社は同氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

(ご参考) 当社取締役及び取締役（監査等委員）に求める専門性及び経験（スキル・マトリックス）

氏名	当社における 地位	属性	在任 期間 (年)	特に専門性を発揮できる分野					指名・ 報酬 諮問 委員会
				企業 経営	製造 研究	営業 マーケ ーテ ィング	財務	法務 リスク 管理	
大西宏司	代表取締役社長		12	●	●	●		●	●
濱田悦男	常務取締役 経理部長		5	●		●	●	●	
安岡廣	取締役 東京管理本部長		11			●			
土井祐二	取締役 総務部長		10					●	
原田俊和	取締役 セラミックス 営業本部長		3			●			
田邊絵理子	取締 役	独立社外	—					●	
飴山久道	取締 役	常勤監査等委員	1		●	●			
西村元昭	取締 役	独立社外 監査等委員	7					●	●
白間真次	取締 役	独立社外 監査等委員	7	●			●		●

- (注) 1. 本総会において、第3号議案が原案どおり承認された場合の取締役会の構成となります。
2. 取締役（監査等委員）飴山久道氏、西村元昭氏、白間真次氏は、本総会における取締役選任議案の候補者ではありません。

第4号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役5名（監査等委員である取締役を除く）に対し当期の業績等を勘案して役員賞与を総額25,120,000円を支給することといたしたいと存じます。

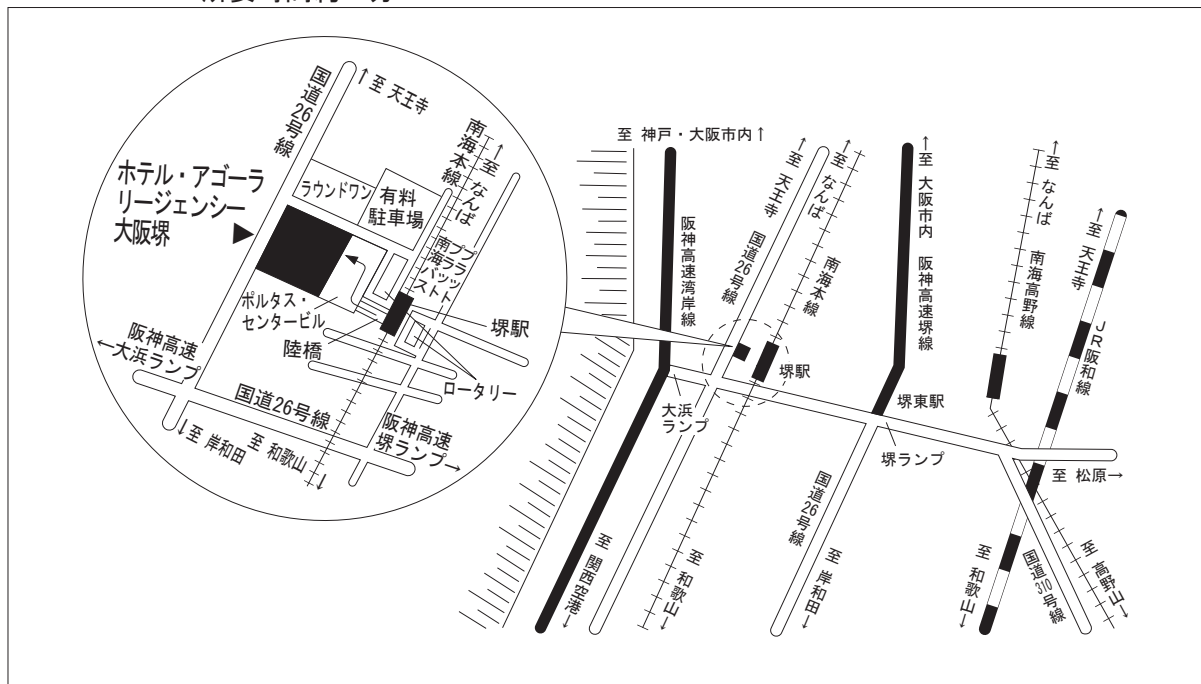
取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する役員賞与支給は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の営業利益率の目標値10%に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給するもので、「取締役および監査等委員の報酬等の額またはその算定方法に係る決定に関する方針」に基づき、「指名・報酬諮問委員会」での審議、答申のうえ決定しており、相当であると判断しております。なお、各取締役（監査等委員を除く）に対する金額につきましては取締役会にご一任いただきたいと存じます。

以 上

株主総会会場ご案内略図

会 場 大阪府堺市堺区戎島町4丁45番地の1
ホテル・アゴーラリージェンシー大阪堺 3階 ガーデンコート
電話 072-224-1121

- 交 通 最寄駅 南海電鉄南海本線 堺駅
(堺駅西口からホテル・アゴーラリージェンシー大阪堺2階への連絡通路があります。)
- ・新幹線(新大阪駅)……地下鉄御堂筋線(難波駅)……南海電鉄南海本線(堺駅)
所要時間約45分
 - ・関西国際空港……南海電鉄南海本線(堺駅)
所要時間約30分



※新型コロナウイルスに関するお知らせ

本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用など感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。また、本株主総会会場において感染予防のための措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

